

平成24年度

第159回宮城県都市計画審議会議案書

平成24年9月

宮城県都市計画審議会

第159回宮城県都市計画審議会

と き 平成24年9月6日(木)
午後1時30分
と ころ 宮城県行政庁舎
4階 特別会議室

次 第

1 開 会

2 報 告

第157回宮城県都市計画審議会議案の処理について

第158回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議 案

議案第2263号ほか 3件

4 閉 会

目 次

1 報 告

- 第157回宮城県都市計画審議会議案の処理について …………… 3
- 第158回宮城県都市計画審議会議案の処理について …………… 4

2 議 案

- 議案第2263号 仙塩広域都市計画道路の変更について …………… 5
- 議案第2264号 石巻広域都市計画道路の変更について …………… 8
- 議案第2265号 気仙沼都市計画道路の変更について …………… 11
- 議案第2266号 志津川都市計画道路の変更について …………… 14

第157回宮城県都市計画審議会議案の処理について

決定主体	議案番号	関係市町村	件名	処理結果
宮城県	第2254号	仙台市	仙塩広域都市計画区域区分の変更について	平成24年5月18日 宮城県告示第453号

第 1 5 8 回宮城県都市計画審議会議案の処理について

決定主体	議案番号	関係市町村	件名	処理結果
宮城県	第 2260 号	白石市	白石都市計画道路の変更について	平成 24 年 6 月 5 日 宮城県告示第 519 号
宮城県	第 2261 号	利府町	特殊建築物の敷地の位置について	平成 24 年 6 月 8 日 建築許可第 H24-4 号
宮城県	第 2262 号	多賀城市	仙塩広域都市計画事業多賀城駅周辺土地区画整理事業の事業計画変更に対する意見書について	平成 24 年 5 月 25 日付 け都市第 91 号で知事から意見書提出者に通知

仙塩広域都市計画道路の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

仙塩広域都市計画道路の変更
(宮城県決定)

都市計画道路中 3・5・190 号植松田高線を次のように変更する。

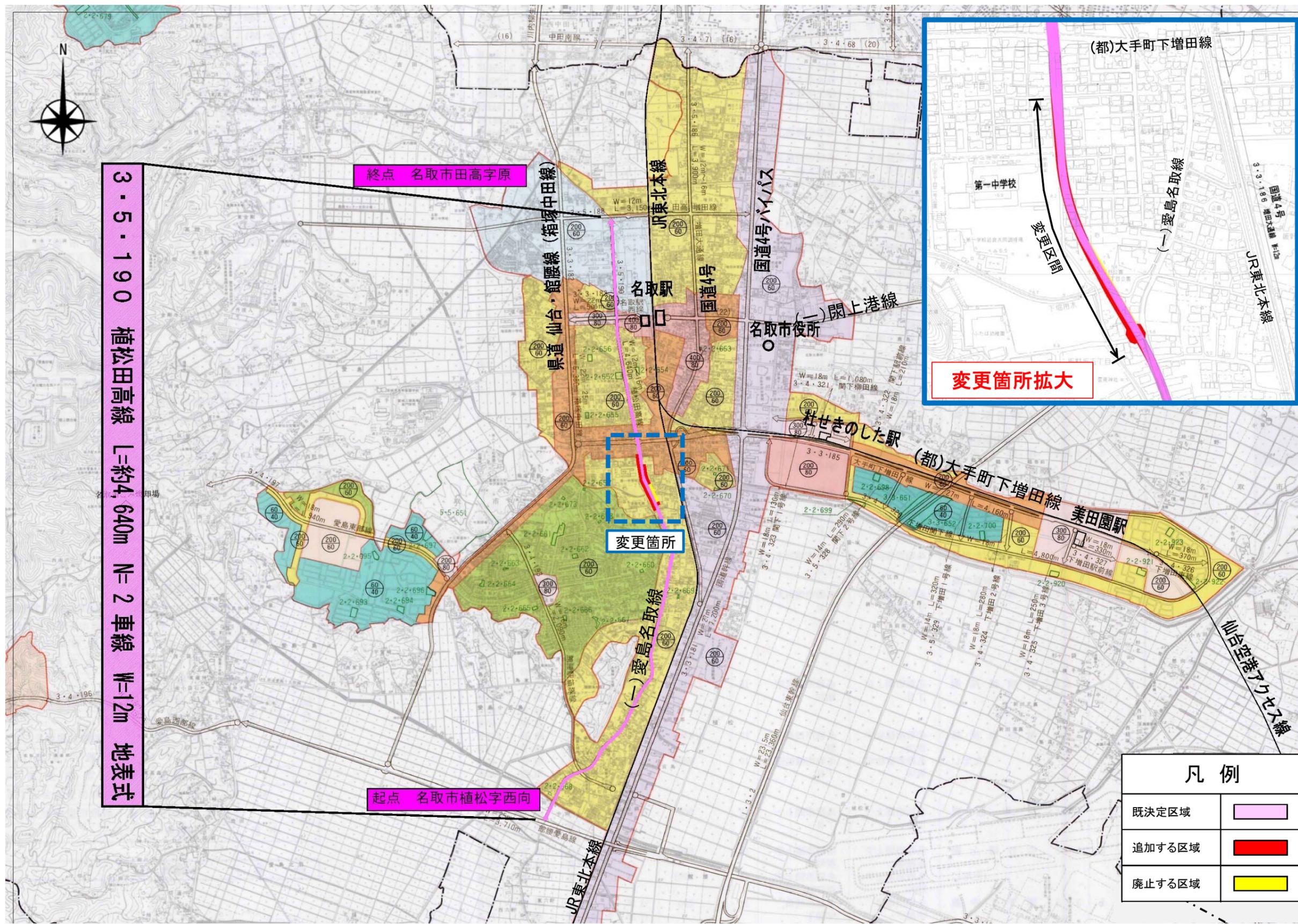
種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・190	植松田高線	名取市植松字西向	名取市田高字原	名取市大手町	約 4,640m	地表式	2 車線	12m	幹線街路と平面交差 5箇所	一部区間及び交差部の幅員の変更 一部区間(変更前)幅員: 12m(変更後)幅員: 14m~17m(小山一丁目~飯野坂四丁目)

「区域及び構造は計画図のとおり」

理由

名取市市街地の交通の円滑化及び都市機能の向上を図るため都市計画道路を変更する。

仙塩広域都市計画道路の変更(名取市)



3・5・190 植松田高線 L=約4,640m N=2車線 W=12m 地表式

終点 名取市田高字原

起点 名取市植松字西向

変更箇所

変更箇所拡大

凡例	
既決定区域	
追加する区域	
廃止する区域	

石巻広域都市計画道路の変更について

根拠条文：東日本大震災復興特別区域法第48条第7項

都市計画案：別紙のとおり

石巻広域都市計画道路の変更
〔女川町復興整備計画（宮城県決定）〕

都市計画道路中 3・4・202 号女川海岸線ほか 1 路線を次のように追加する。

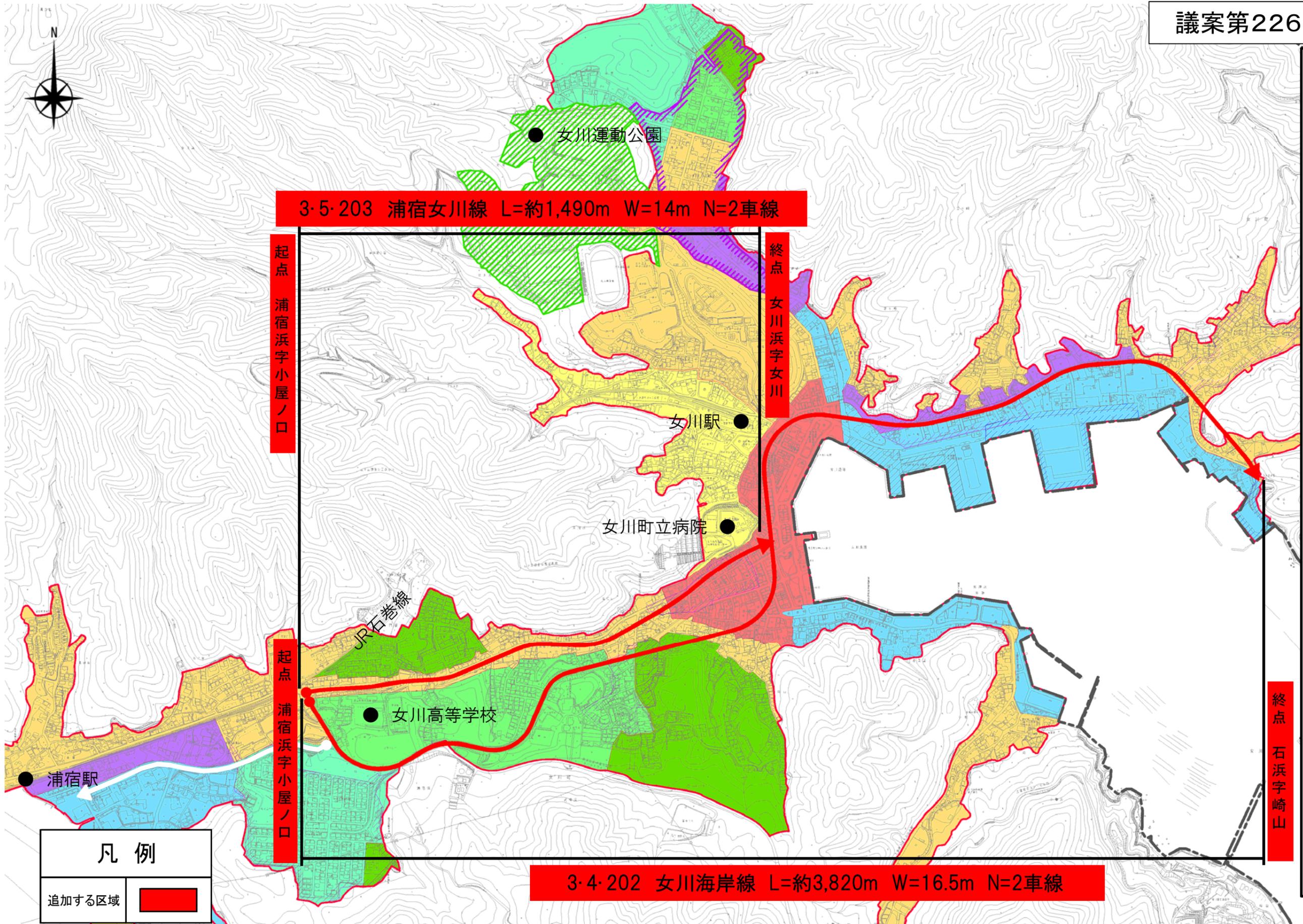
種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・202	女川海岸線	女川町浦宿浜字小屋ノ口	女川町石浜字崎山	女川町女川浜字女川	約 3,820m	地表式	2 車線	16.5m	幹線街路と平面交差 8箇所	国道 398 号
	3・5・203	浦宿女川線	女川町浦宿浜字小屋ノ口	女川町女川浜字女川	女川町鷺神浜字大道	約 1,490m	地表式	2 車線	14m	幹線街路と平面交差 3箇所	旧国道 398 号

「区域及び構造は計画図のとおり」

理 由

土地区画整理事業の土地利用計画に整合した幹線道路網の形成を図るため、東日本大震災により被災した市街地において、都市計画道路を決定する。

石巻広域都市計画画道路の変更(女川町)



3・5・203 浦宿女川線 L=約1,490m W=14m N=2車線

起点 浦宿浜字小屋ノ口

終点 女川浜字女川

起点 浦宿浜字小屋ノ口

終点 石浜字崎山

3・4・202 女川海岸線 L=約3,820m W=16.5m N=2車線

凡例	
追加する区域	

気仙沼都市計画道路の変更について

根拠条文：東日本大震災復興特別区域法第48条第7項

都市計画案：別紙のとおり

気仙沼都市計画道路の変更 〔気仙沼市復興整備計画（宮城県決定）〕

1. 都市計画道路中 3・4・4 号片浜鹿折線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員		地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路	3・4・4	片浜鹿折線	気仙沼市岩月千岩田	気仙沼市西八幡町	気仙沼市八日町二丁目	約 8,150m		2 車線	18m		一部区間の幅員の変更 (変更前) 幅員: 15m (魚浜町～西みなど町) 地表式の区間における鉄道等との交差の構造 幹線街路と平面交差: 14 箇所
	(構造形式の内訳)		気仙沼市岩月千岩田	気仙沼市本郷		約 4,080m	地表式		18m	幹線街路と平面交差 15 箇所 国道 45 号と立体交差 1 箇所 鉄道と立体交差 1 箇所	
			気仙沼市本郷	気仙沼市八日町二丁目		約 1,640m	地表式		20m		
			気仙沼市八日町二丁目	気仙沼市魚浜町		約 590m	地表式		15m		
			気仙沼市魚浜町	気仙沼市西みなど町		約 1,420m	地表式		16m		
			気仙沼市西みなど町	気仙沼市西八幡町		約 420m	地表式		15m		

「区域及び構造は計画図のとおり」

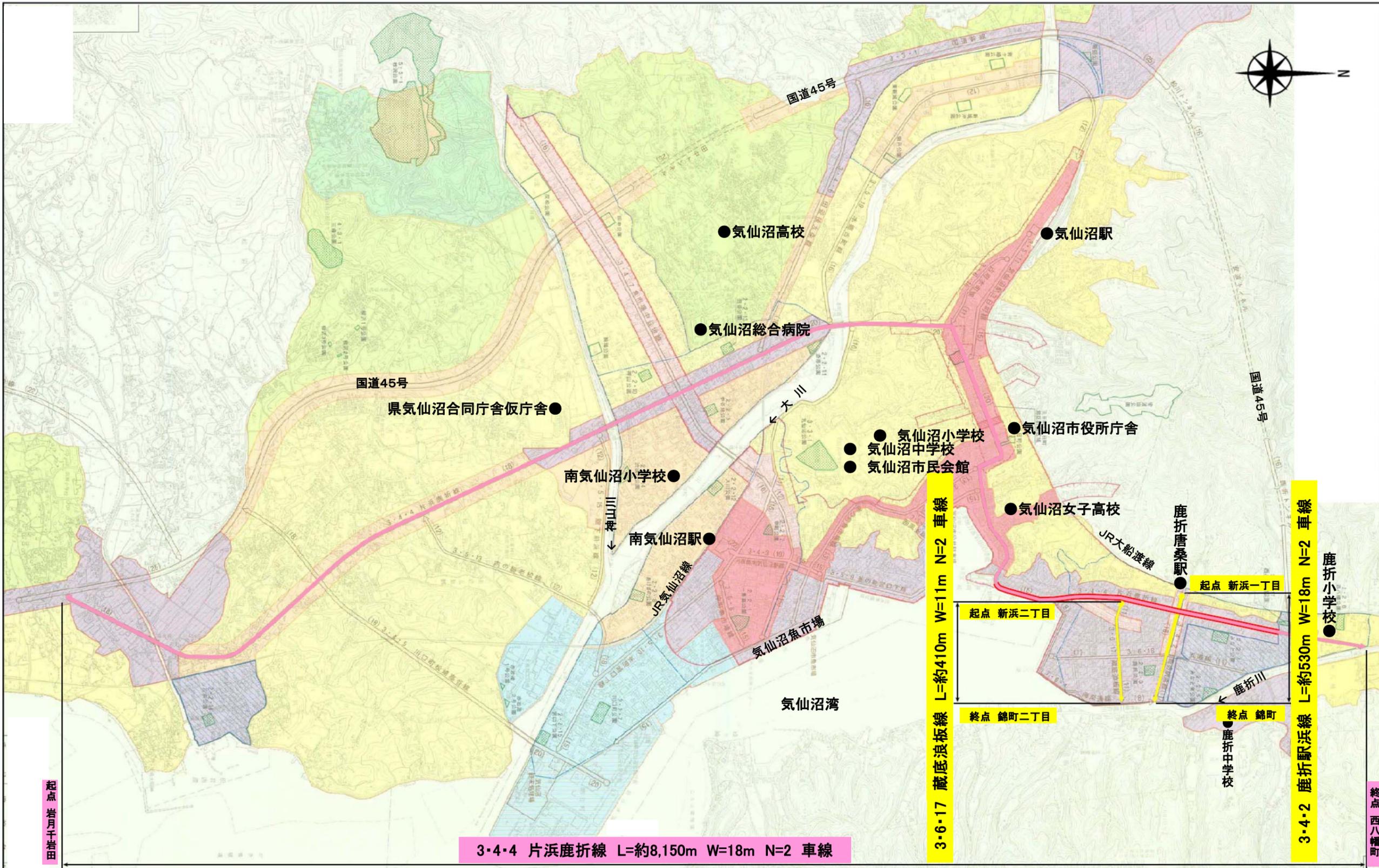
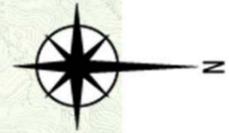
2. 都市計画道路 3・4・2 号鹿折駅浜線（起点付近の交通広場約 2,000 m²を含む。）及び 3・6・17 号蔵底浪板線を廃止する。

理由

鹿折地区においては、東日本大震災による津波災害により、多くの人命が失われるとともに、建物の大部分が倒壊・流失し、安全な市街地の形成や早期の産業復興が求められている。

そのため、気仙沼市震災復興計画におけるまちづくりの目標や土地利用方針に基づき、新たなまちづくりに対応した道路網の形成、広域幹線道路ネットワークの構築、救援・避難ルートとしての機能強化を目的とし、都市計画道路を変更する。

気仙沼都市計画道路の変更(気仙沼市)



志津川都市計画道路の変更について

根拠条文：東日本大震災復興特別区域法第48条第7項

都市計画案：別紙のとおり

志津川都市計画道路の変更
〔南三陸町復興整備計画（宮城県決定）〕

1. 都市計画道路中 3・4・1 号水尻橋新井田線ほか 2 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
	3・4・1	水尻橋新井田線	南三陸町志津川字汐見町	南三陸町志津川字新井田	南三陸町志津川字十日町	約 2000m		2 車線	17m		国道 45 号 終点位置の変更 延長の変更 構造形式の変更 幅員の変更 地表式の区間における鉄道等との交差の構造の変更 〈変更前〉 終点位置 南三陸町志津川字天王山 延長 約 1,980m 構造形式 地表式 幅員 16m 地表式の区間における鉄道との交差の構造 幹線街路と平面交差 6 箇所
	構造形式の内訳		南三陸町志津川字汐見町	南三陸町志津川字汐見町		約 500m	嵩上式		17m		
						約 1500m	地表式		17m	八幡川と橋梁 1 箇所 幹線街路や補助街路と平面交差 5 箇所	
幹線街路	3・4・2	五日町御前下線	南三陸町志津川字五日町	南三陸町志津川字御前下	南三陸町志津川字城場	約 1940m	地表式	2 車線	11.5m	J R 気仙沼線と平面交差 1 箇所 八幡川と橋梁 1 箇所 幹線街路や補助街路と平面交差 3 箇所	国道 398 号 番号の変更 路線名の変更 起点位置の変更 主な経過地の変更 延長の変更 幅員の変更 地表式の区間における鉄道等との交差の構造の変更 〈変更前〉 番号 3・5・6 路線名 八幡橋御前下線 起点位置 南三陸町志津川字廻館前 主な経過地 - 延長 約 1,630m 幅員 12m 地表式の区間における鉄道等との交差の構造 国鉄気仙沼線と立体交差 幹線街路と平面交差 1 箇所

	3・6・3	汐見田尻 畑線	南三 陸町 志津 川字 汐見 町	南三 陸町 志津 川字 田尻 畑	南三陸町 志津川字 竹川原	約 1270m	地表式	2 車線	11.5m	JR気仙沼線と 立体交差1箇 所 幹線街路と平 面交差1箇所	県道志津川登米線 番号の変更 路線名の変更 起点位置の変更 延長の変更 幅員の変更 (変更前) 番号 3・5・5 路線名 汐見門前線 起点位置 南三陸町志津川 字塩入 延長 約 1,100m 幅員 12m
--	-------	------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------	---------	-----	------	-------	--	--

「区域及び構造は計画図のとおり」

2. 都市計画道路中 3・4・3 号駅前みなと線（起点付近の交通広場約 1,500 m²を含む。）
及び 3・5・4 号松原大森線を廃止する。

理 由

東日本大震災により志津川市街地の一帯は、津波で大部分の建物が流出する壊滅的な被害を受けたため、南三陸町震災復興計画の目標及び土地利用の方針に基づき都市計画道路を変更する。

志津川都市計画道路の変更（南三陸町）

3・5・6八幡橋御前下線 L=約1,630m W=12m

3・4・2五日町御前下線 L=約1,940m W=11.5m N=2車線

3・5・5汐見門前線 L=約1,100m W=12m

3・6・3汐見田尻畑線 L=約1,270m W=11.5m N=2車線

3・4・3駅前みなと線 L=約800m W=16m

L= - m
嵩上式 L=約500m

L=約1,980m
地表式 L=約1,500m

L=約1,980m W=16m

3・4・1水尻橋新井田線 L=約2,000m W=17m N=2車線

3・5・4松原大森線 L=約1,125m W=12m N=2車線

凡例	
	既決定の区域
	追加する区域
	廃止する区域

